

I 事業実施の成果

前年度の総会で議決された事業の実施状況は、以下のとおりです。

1. 定款に明記された特定非営利活動に係る事業

(1) 実施できた事業

- ①成年後見制度、任意後見制度(以下、成年後見制度等という。)の利用に関する助言、支援、その他相談事業
- ②成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人(以下、成年後見人等という。)の受任に係る事業
- ③市民後見人、成年後見制度等の普及、啓発事業

(2) 一部のみ実施できた事業

市民後見人の支援・養成を行う事業については、当法人の業務担当者が円滑に活動できるよう、法人として支援を行いました。

(3) 実施できなかった事業

成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人(以下、成年後見監督人等という。)の受任に係る事業については、家裁その他からの打診はなく、受任には至りませんでした。

(4) 成年後見人等の受任状況

千葉家庭裁判所佐倉支部より新たに1件の成年後見人等選任を受けるとともに、任意後見案件が2件増加し、平成30年度終了時点(平成30年3月31日、以下同じ)での合計受任件数は20件となりました。終了案件を含む、設立以来の累積受任案件は、25件です。

2. その他特定非営利活動に係る事業

①ホームページの改修

現在、業者を選定し、改修案の提示を受けて検討中です。

②会報(ニュースレター)の発行

7月、11月、3月と、年度内に計3回発行いたしました。

③業務マニュアルの作成

一部について着手していますが、年度内の完成には至りませんでした。

3. 特定非営利活動に属さない収益事業

実施しませんでした。

II 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
(1) 成年後見制度、任意後見制度(以下、成年後見制度等という。)の利用に関する助言、支援、その他相談事業	成年後見制度等を利用するための助言、支援及びそれらに関する相談	定期相談 毎月1回(原則として第2日曜日)、ほか 随時	四街道市南部総合福祉センターわろうべの里、法人事務所、ほか	10名	四街道市を中心とする助言、支援、相談希望者本人及び関係者延べ25名
(2) 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人(以下、成年後見人等という。)の受任に係る事業	成年後見人等の法人としての受任	随時	本人入所施設・病院・本人自宅(四街道市、佐倉市、千葉市)、法人事務所	10名	四街道市を中心とする千葉県内住民20名
(3) 市民後見人の支援・養成を行う事業	個別案件担当者の業務遂行の支援及び新たにこれらの業務担当者を希望する人材の養成・研修	支援・人材養成・研修(随時)	四街道市南部総合福祉センターわろうべの里、ほか	10名	四街道市を中心とする千葉県内住民延べ20名
(4) 市民後見人、成年後見制度等の普及、啓発事業	ホームページの開設や広報資料の作成配布等を通じた制度の告知、利用促進活動	随時	法人事務所、四街道市南部総合福祉センターわろうべの里、ほか	13名	ホームページは不特定多数、その他は四街道市を中心とする住民200名程度
(5) 上記(1)～(5)以外の、本法人の目的を達成するために必要な事業	成年後見制度等に関する業務マニュアルの整備、業務研修の実施等	随時	法人事務所、四街道市南部総合福祉センターわろうべの里、ほか	5名	四街道市を中心とする千葉県内住民延べ50名程度
(6) 上記(1)～(5)に付帯する一切の事業	組織の充実、制度利用者等とつながるネットワークの構築	随時	四街道市を中心とする千葉県内	5名	四街道市を中心とする千葉県内住民延べ50名程度

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数
(1) イベント開催事業	特定非営利活動に係る事業に注力し、本年度は実施しなかった。	—	—	—
(2) 物品販売事業	特定非営利活動に係る事業に注力し、本年度は実施しなかった。	—	—	—
(3) 上記(1)、(2)に付帯する一切の事業	特定非営利活動に係る事業に注力し、本年度は実施しなかった。	—	—	—